



「ゆとり満喫福島オフィス」

開設支援補助のご案内

本社移転・支社オフィスは福島市で!

補助対象経費の
3/4以内
上限**500万円**

本社移転・支社開設支援

(本店登記を福島県外から本市に移転・支店登記をした事務所を開設すること)

改修費用

- 本体工事に要する経費 (内装工事を含む)
- 設計に要する費用



設備購入費

- パソコン・プリンター・周辺機器等
- プロジェクター、スクリーン
- 電話、FAX
- 什器(業務に必要なものに限る)

オフィス賃料

※ 福島市の設置する
シェアオフィス等の
賃料は
対象外

最大**12か月**
相当分

福島市でワーク&ライフバランスを充実!

ゆとり満喫エールパスポート

働く方が福島市に転入

転入支援助成金

1人あたり
20万円

(本市転入者対象)



家族の引越し支援

1世帯あたり
上限15万円

(引越し費用の1/2以内)



二地域で居住する方

温泉満喫支援

「入浴回数券」
1セット贈呈



農業満喫支援

「わいわい市民農園」

使用料
1年間無料



温泉満喫支援

「湯めぐりパスポート」

入浴料
最長3年間無料



オフィスを開設した企業

くだもの満喫支援

「くだもの木
オーナー制度」
無料提供



福島市 商工観光部 企業振興課
TEL:024-525-3723

福島 ゆとり オフィス

検索



詳しくは
こちら



FUKUSHIMA CITY

【「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金の概要】

1 交付要件

- ・福島県外に本社を有し、福島市内に新たに本社や支社等のオフィス(小売店舗及び営業所を除く)を移転・開設する企業であること(県内移転は対象外)。
- ・創業から3年以上の企業であること。
- ・原則3年以上の操業を誓約できること。
- ・オフィスの勤務者となる「転入者」・「二地域居住者」が2人以上いること。
- ・移転元における地方税の滞納がないこと。
- ・対象外業種:貸金業、商品先物取引業、訪問販売・電話勧誘販売、風俗営業、その他市が不相当と認めるもの。

2 補助金の対象と内容

(1)本社移転・支社開設支援補助

補助金	補助対象	補助率
改修費	・本体工事に要する経費(内装工事を含む) ・設計に要する経費	補助対象経費の3/4 上限500万円
設備購入費	・パソコン、プリンター、周辺機器等 ・プロジェクター、スクリーン ・電話、FAX ・什器(業務に必要なものに限る)	
オフィス賃料	・オフィスの賃料(最大12か月相当分) ※福島市の設置するシェアオフィス等の賃料は対象外。	

補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・建物取得等に係る経費(建物取得費、用地費(補償費含む。)、家財処分費) ・施設自体の本体工事ではない経費(土地造成費、外構工事費) ・支払時に要する振込手数料 ・敷金、礼金、保証金その他これに類する経費相当額及び光熱水費 ・補助対象事業のみに使用したことが明確でない経費(ただし、明確に区分できる場合にはこの限りではない。) ・その他、必要性が説明できない経費
---------	--

(2)ゆとり満喫エールパスポート

種類	補助対象経費	補助金の額・内容	補助対象者
転入支援助成金	本市転入者に対する経費	1人あたり20万円	本市転入者を継続して勤務させた企業
家族の引越し支援	本市転入者が家族を伴って実施する引越し費用(引越し業者等に支払う経費)	補助対象経費の1/2 1家族の上限15万円	
くだもの満喫支援	—	「くだもの木オーナー制度」 無償提供	本市転入者又は二地域居住者が生じた企業
農業満喫支援	—	「わいわい市民農園」の使用料 1年間無料	本市転入者
温泉満喫支援	—	「湯めぐりパスポート」(入浴料無料) (同一世帯員を含む/最長3年)	本市転入者
	—	「入浴回数券」1セット贈呈	二地域居住者

※補助金の申請については、**事前に**福島市役所 企業振興課(Tel024-525-3723)へご相談ください。